

円普通預金（決済用）に関する特約

第1条（円普通預金（決済用）の定義）

本特約における「円普通預金（決済用）」とは、本特約の適用を受けて預金金利が無利息となった円普通預金を指すものとします（本特約の適用を受けない円普通預金を、以下「有利息型円普通預金」といいます）。

第2条（円普通預金（決済用）への切替え）

1. 円普通預金（決済用）は、当社所定の方法により申込みものとします。
2. 円普通預金（決済用）は、既存の有利息型円普通預金からの切替えによる申込みのみとし、円普通預金（決済用）の新規口座開設は受けません。
3. お客様の申込日にかかわらず、当社が申込みを受付けた営業日を受付日とし、当該受付日の翌営業日より円普通預金（決済用）に切替わるものとします。なお、未払いの預金利息がある場合には、その預金利息を切替時にこの預金に組入れます。

第3条（有利息型円普通預金への切替え）

1. 円普通預金（決済用）は、当社所定の方法により本特約を解約し有利息型円普通預金への切替えを申出ることができるものとします。
2. 前項の本特約の解約申出日にかかわらず、当社が当該申出を受付けた営業日を受付日とし、当該受付日を含む月の末日までは、本特約を解約し有利息型円普通預金に切替えることはできません。翌月より有利息型円普通預金に切替えることができるものとします。なお、再度有利息型円普通預金に切り替えた場合、再び円普通預金（決済用）に切り替えることはできません。

第4条（預金利息の取扱い）

円普通預金（決済用）については、当社所定の取引規定等にかかわらず、預金利息は無利息とします。

第5条（本特約の終了・解約）

1. 本特約の適用を受ける円普通預金（決済用）が解約等により終了した場合、本特約は当然に終了します。
2. 次のいずれか一つに該当した場合には、当社は本特約を解約することができます。
 - (1) 本特約に違反した場合
 - (2) 本特約の申込時の申告に虚偽があった場合

第 6 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第 7 条（本特約の変更）

当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2018 年 7 月 17 日現在）